

《ホームページ掲載用》

令和6年度 教育・保育施設利用のしおり



令和6年度が終わるまで保管しておいてください
しおりをよくご覧になって手続きをしてください

◆ 令和6年度 クラス年齢早見表 ◆

クラス年齢	生年月日
5歳児	○ 平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年4月2日～2019年4月1日)
4歳児	○ 平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)
3歳児	○ 令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)
2歳児	○ 令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
1歳児	○ 令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
0歳児	○ 令和5年4月2日～ (2023年4月2日～)

目 次

伊勢崎市内の教育・保育施設について

- ◎伊勢崎市教育・保育施設Map 1
- ◎伊勢崎市内 教育・保育施設一覧表 2・3

1 はじめに

- ◎教育・保育施設の種類 4
- ◎教育（1号）・保育（2号・3号）給付認定の申請 4
- ◎認定の有効期間 4
- ◎保育認定（2号・3号認定）の条件（保育を必要とする事由） 5
- ◎保育を受けられる時間（保育必要量） 5

2 教育・保育施設の利用申込み

(1)入所の申込みにあたって

- ◎入所申込みの種類 6
- ◎入所の決定（利用調整） 6
- ◎施設の見学 6
- ◎転入予定者の申込み 6
- ◎ならし保育 6
- ◎利用時間 6
- ◎アレルギー対応 6
- ◎育児休業中の申込み・入所 7

(2)令和6年度 保育施設 一斉入所申込み（4月入所）

- ◎1次選考 8・9
- ◎2次選考 9

(3)令和6年度 保育施設 5月以降の随時入所申込み

- ◎各月の随時入所申込み 10・11
- ◎空き状況の公表 11

(4)市外（広域）保育施設への入所申込み

- ◎市外（広域）保育施設の入所申込みをするための要件 12
- ◎4月入所申込み 12
- ◎5月以降随時入所申込み 12

(5)教育施設への申込み

- ◎教育施設（認定こども園等）への入所申込み 13
- ◎伊勢崎市立幼稚園 4月入園申込み 13

(6)教育・保育施設への申込みに必要な書類（チェックリスト） 14・15

3 教育・保育施設を利用中の方へ

- ◎申込み後・入所後の注意点 16
- ◎認定変更（利用時間の変更を含む）または世帯構成の変更 16
- ◎保育認定（2号・3号認定）継続児童の申込み（現況確認） 17
- ◎退所 17
- ◎転出（市外への引っ越し） 17

4 利用者負担（保育料）・副食費

- ◎利用者負担の算定 18
- ◎利用者負担の特例 19
- ◎利用者負担の納入 20
- ◎副食費（おかず代）の免除 20
- ◎令和6年度 伊勢崎市利用者負担一覧表 21

5 子育てのための施設等利用給付認定（無償化）について

- ◎子育てのための施設等利用給付認定（無償化）の例 22
- ◎子育てのための施設等利用給付認定（無償化）の対象となる施設 22
- ◎教育（新1号）認定の申請 ※私学助成幼稚園を利用する場合 23
- ◎保育（新2号・新3号）認定の申請 23
- ◎認定変更または世帯構成の変更 24
- ◎無償化の上限について 24
- ◎施設等利用費の請求について 24

6 よくある質問 25

●伊勢崎市内 教育・保育施設一覧表

A 伊勢崎地区保育所（園）

地区	公立 私立	施設名	定員	所在地	電話番号	受入可能 年齢	開所時間 (平日)	短時間保育 (平日)	土曜日	その他保育事業				
										延長	一時	病後児	子育て	休日
北	公立	第四保育所	90	寿町145-1	25-3234	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～12:30	○	○		○	
	私立	ChaCha Children Iseaki	50	大手町3-1	22-5611	2か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～16:00	○	○		○	
南	公立	第二保育所	60	中央町12-17	25-1959	11か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～12:30	○				
殖蓮	公立	第三保育所	90	昭和町3862	25-2627	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～12:30	○	○		○	
	私立	かしま保育園	90	鹿島町962-1	26-0243	2か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～18:00	○	○		○	○
		はちす保育園	150	上諏訪町2032-7	25-7303	2か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○				
		日乃出保育園	115	日乃出町1672-3	23-3477	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	○	○			
		こまくさ保育園	120	下植木町467-1	25-7107	2か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○				
茂呂	私立	ひかりのこ保育園	90	新栄町3850-14	25-1575	3か月～	7:30～19:00	8:00～16:00	7:30～17:00	○	○		○	
宮郷	私立	わかくさ保育園	210	宮子町3550-1	24-8859	2か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:30～17:30	○			○	
		ひばり保育園	210	連取町1595-3	26-1647	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:30	○	○			
名和	私立	太陽保育園	120	堀口町643-1	32-3370	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～16:30	○	○	○	○	
		ひまわり保育園	90	柴町666-1	32-1778	4か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○	○		○	
		白ばら保育園	270	戸谷塚町98-1	32-1400	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○	○	○	○	

B 赤堀地区保育園

地区	公立 私立	施設名	定員	所在地	電話番号	受入可能 年齢	開所時間 (平日)	短時間保育 (平日)	土曜日	その他保育事業				
										延長	一時	病後児	子育て	休日
赤堀	私立	大光寺保育園	140	西久保町二丁目397-1	63-5775	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:00	○				
		間野谷保育園	110	間野谷町530-79	62-6570	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:00	○	○			
		たから保育園	150	赤堀今井町二丁目1344	62-2237	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○				
		大林寺保育園	180	市場町一丁目338-4	61-6212	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～17:00	○				

C 東地区保育園

地区	公立 私立	施設名	定員	所在地	電話番号	受入可能 年齢	開所時間 (平日)	短時間保育 (平日)	土曜日	その他保育事業				
										延長	一時	病後児	子育て	休日
東	私立	青空保育園	140	東小保方町3813-1	40-9333	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～16:30	○	○	○	○	
		若竹保育園	170	東町2553-5	62-0269	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○	○			
		田部井保育園	60	田部井町二丁目450-1	63-0077	4か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～16:00	○	○		○	
		むつみ保育園	110	西小保方町290-1	62-0308	4か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:30～16:30	○	○			

D 境地区保育所（園）

地区	公立 私立	施設名	定員	所在地	電話番号	受入可能 年齢	開所時間 (平日)	短時間保育 (平日)	土曜日	その他保育事業				
										延長	一時	病後児	子育て	休日
境	公立	境いよく保育所	90	境伊与久519	76-1636	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～12:30	○	○	○	○	
		境ひので保育所	90	境米岡234	74-5702	10か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～12:30	○	○		○	
境	私立	つくし保育園	90	境543	74-1030	2か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○	○		○	
		こばと保育園	100	境百々18	61-8270	2か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:00	○			○	
		ふちな保育園	90	境下淵名2648-1	76-0568	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～17:30	○	○		○	
		あけぼの保育園	70	境下淵名2676-1	76-0617	5か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～17:00	○	○		○	
		めざめ保育園	90	境下武士827-3	74-4738	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～17:30	○	○		○	
		さかい保育園	90	境栄925	74-7585	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～17:30	○	○			

E 認定こども園（全て私立施設）

地区	類型	施設名	利用定員(教育)	利用定員(保育)	所在地	電話番号	受入可能年齢	開所時間(平日)	短時間保育(平日)	土曜日	その他保育事業					
											延長	一時	病後児	子育て支援	休日	
北	幼保連携	あかいしこども園	25	205	曲輪町 24-11	25-1874	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:00	○	○		○		
南	幼保連携	やさか保育園	15	60	八坂町 5-18	23-0416	2か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:30	○	○		○		
茂呂	幼保連携	ゆたか第二保育園(夜間)	5	45	今泉町一丁目 1430	61-8280	2か月～	11:00～24:00 ※延長保育の相談可	11:00～19:00	11:00～24:00	○	○		○		
		茂呂こども園	15	120	茂呂町二丁目 2836-1	24-8221	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～17:00	○	○				
		二葉こども園	15	120	茂呂南町 5318-14	25-2626	2か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:30～17:00	○			○		
三郷	幼稚園型	慈教幼稚園	60	50	波志江町 681	24-7700	2歳児～	7:30～18:30	8:00～16:00		○	○		○		
		幼保連携	伊勢崎あすか幼稚舎	74	80	波志江町 1596-3	21-5225	2歳児～	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～16:30	○	○		○	
			三郷こども園	25	260	波志江町 2381-7	23-6122	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:30	○	○	○	○	
			西園こども園	15	120	安堀町 853	25-0652	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:30～17:00	○	○			
宮郷	地方数量	インターナショナルキッズアカデミー	15	30	安堀町 1179-4	23-5235	6か月～	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～17:30	○	○		○		
名和	幼保連携	みやさと保育園	15	255	田中島町 489-1	24-1761	3か月～	7:00～18:30	8:30～16:30	8:00～17:00	○	○		○		
		なかよし保育園	15	80	山王町 1402	23-5898	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～17:00	○	○		○		
	リトルガーデンいのみ	15	170	山王町 625-1	40-3373	4か月～	7:00～18:30	8:00～16:00	7:30～15:00	○	○	○	○			
豊受	幼稚園型	愛の光幼稚園	60	30	今井町 367	26-4124	2歳児～	7:30～18:30	8:00～16:00		○	○		○		
		幼保連携	さくら幼稚園	95	60	富塚町 246-4	32-3010	1歳児～ ※14か月以上	7:30～18:30	8:00～16:00		○	○		○	
			はぐろこども園	15	150	馬見塚町 230-1	32-2440	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～17:30	○	○		○	
			すみよし幼稚園	95	90	馬見塚町 831-1	32-1069	1歳児～	7:30～18:30	8:00～16:00		○	○		○	
東	幼保連携	ゆたか保育園	15	120	馬見塚町 1196-1	32-3691	2か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～18:00	○	○	○	○	○	
		地方数量	小泉保育園	2	40	小泉町 769-1	63-6727	3か月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:30～17:00	○	○		○	
		あすまの森こども園	15	150	田部井町一丁目1092-1	62-1206	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～17:00	○	○		○		
境	幼稚園型	こひつじ幼稚園	75	30	境百々 221-1	76-2448	2歳児～	8:00～19:00	8:00～16:00		○	○		○		
		幼保連携	すみれこども園	15	90	境上武士 983-3	74-5700	4か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～16:00	○	○	○	○	
			島村めぐみ保育園	10	20	境島村 2509	74-9221	3か月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～16:00	○	○		○	

F 伊勢崎市立幼稚園

地区	公立	施設名	定員	所在地	電話番号	受入可能年齢	教育時間(平日)
北	公立	第一幼稚園	110	曲輪町 24-26	25-0320	3歳児～	9:00～14:00
殖連		殖蓮幼稚園	90	上植木本町 2740-2	26-4561	3歳児～	9:00～14:00
三郷		三郷幼稚園	60	波志江町 1067	27-2787 (学務課)	4歳児～	9:00～14:00
宮郷		宮郷幼稚園	90	田中島町 1486-8	24-4373	3歳児～	9:00～14:00
名和		名和幼稚園	90	堀口町 260	32-2080	3歳児～	9:00～14:00
赤堀		あかほり幼稚園	110	西久保町二丁目 100	62-3744	3歳児～	9:00～14:00
東	あすま幼稚園	110	東町 2672-1	62-0241	3歳児～	9:00～14:00	


◎三郷幼稚園は現在休園中のため、問い合わせは学務課をお願いします。

G 私立幼稚園


地区	公立	施設名	定員	所在地	電話番号	受入可能年齢	教育時間(平日)
東	私立	田部井幼稚園	320	田部井町二丁目 458	62-5977	満3歳児～	8:15～14:00

◎田部井幼稚園の利用を希望する場合は、直接田部井幼稚園へお問い合わせください。手続きの詳細内容は、P22以降をご覧ください。

保育所(園)・認定こども園




幼稚園



市ホームページ上にも、施設一覧を掲載しておりますので、右記QRコードよりご確認ください。

市内には、認可外保育施設などもあります。利用を希望される場合には、市こども保育課にご相談ください。

◎一時預かり事業や認可外保育施設等の利用の際に、利用料が無償となる場合がありますので、右記QRコードよりご確認ください。



◆施設一覧に関して◆

- ◎その他保育事業(延長保育・一時預かり・病後児保育・子育て支援・休日保育)の利用については、直接実施施設へお問い合わせください。
- ◎開所時間の範囲内であっても、ならし保育の期間や、保育士の配置状況などから、早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ◎0歳児などの低年齢児童については、早めのお迎えをお願いする場合があります。保育可能な時間は、利用希望の施設に直接ご確認ください。

1. はじめに

●教育・保育施設の種類

就学前のお子さんが家庭外での教育・保育を希望する場合には、幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育施設を利用することができます。

幼稚園（満3歳～5歳）	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育園（0歳～5歳）	保護者の就労などのため保育を必要とするお子さんの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設
認定こども園（0歳～5歳）	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設

◎幼稚園、保育園及び認定こども園に入所できる年齢は施設によって異なります。詳しくはP2～P3をご覧ください。

●教育（1号）・保育（2号・3号）給付認定

教育・保育施設の利用を希望される場合には、市から以下のいずれかの認定を受ける必要があります。
詳しい認定区分は下表をご確認ください。

【子どものための教育・保育給付 認定区分（子ども・子育て支援法第19条）】

区分	年齢	区分内容	保育必要量
1号認定 （教育認定）	満3歳以上	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での教育を希望する場合 ※保育の必要性は不要です。	教育標準時間
2号認定 （保育認定）	満3歳以上	いずれかの「保育を必要とする事由」に該当し、保育園・認定こども園（保育園部分）での保育を希望する場合 ※「保育を必要とする事由」については、P5をご確認ください。	保育標準時間 または 保育短時間
3号認定 （保育認定）	満3歳未満		

◎認定の有無に関わらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用は可能です。

●認定の有効期間

認定区分によって、認定の有効期間が異なります。

◎1号認定・2号認定 …… 小学校就学前まで

◎3号認定 …… 満3歳に到達する前日（3歳の誕生日の前々日）まで

※自動で3号認定から2号認定に切り替わりますので、再度の認定申請は必要はありません。

「保育を必要とする事由」によっては、有効期間が上記と異なる場合があります。詳しくはP5をご確認ください。

●教育施設の利用

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）などの教育施設の利用にあたっては、下記「①教育・保育給付認定申請」の手続きが必要となります。詳しい手続きの内容はP13をご確認ください。

●保育施設の利用

保育園、認定こども園（保育園部分）などの保育施設の利用にあたっては、下記「①教育・保育給付認定申請」と「②教育・保育施設への入所申込み」の2種類の手続きが必要になります。伊勢崎市では、①と②を兼ねた書式を用意しているため、この2種類の手続きを同時に行っていただくことができます。詳しい手続きの内容はP6～P12をご確認ください。

① 教育・保育給付認定申請

保育の利用希望の有無や保育を必要とする事由について、市から認定を受ける必要があるため、申請書を提出してください。

② 教育・保育施設への入所申込み

①の教育・保育給付認定をうけたうえで、希望する園や世帯の状況などを記入し、施設利用の申込みをしてください。

● 保育認定（2号・3号認定）の条件（保育を必要とする事由）

保育認定（2号・3号認定）を受けるためには、以下に該当することが条件となります。

1. 伊勢崎市に居住し、住民登録していること
2. 保育園、認定こども園での集団生活に支障のない就学前児童であること
3. 保護者のいずれもが保育を必要とする事由を有すること（下表【保育を必要とする事由】をご確認ください）

【保育を必要とする事由】

保育必要事由	家庭での保育が困難な理由	認定有効期間	保育必要量
① 就 労	保護者が勤務をしているため (フルタイムだけでなく、パートタイム・夜間・農業・ 家庭内労働・自営業・就労予定者含む) ※月60時間以上の就労が必要	就労している期間 ※ 就労予定者の場合は、雇用(予定) 期間の開始日を含む月から認定	就労時間・通勤時 間に応じて保育標 準時間・保育短時 間を選択
② 妊娠・出産	保護者が出産前後であるため	出産予定日から前8週間、後8週間 (期間経過後、原則退所となります)	保護者の必要に応じ て 保育標準時 間・保育短時間 のいずれかを選択す ることが可能
③ 保護者の 疾病・障害	保護者が病気・負傷・心身に障害を有するため(医師が 認めるものに限る)	当該事由で保育が必要になる期間	
④ 介護・看護	同居または長期入院等している親族の常時介護・看護 にあっているため	介護・看護を要する期間	
⑤ 災害復旧	火災・風水害などの災害復旧にあっているため	6か月以内	保育短時間のみ
⑥ 求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため	3か月間 (期間終了までに就労先が決定しない 場合は退所となります)	
⑦ 就 学	保護者が就学をしているため(職業訓練校等での職業 訓練を含む)	在学している期間	保育標準時間・保 育短時間のいづれ かを選択すること が可能
⑧ 虐待・DV	保護者に虐待やDVのおそれがあるため	当該事由で保育が必要になる期間	保育短時間のみ
⑨ 継続利用の 育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さん がいて、継続利用が必要であるため	育児休業の状況による (詳しくはP7をご確認ください)	
⑩ その他	上記に類する状態で、保育が必要と市が認める場合	3か月間 または 当該事由で保育が必要になる期間	保育標準時間・保 育短時間のいづれ かを選択すること が可能

● 保育を受けられる時間（保育必要量）

保育を受けられる時間（保育必要量）は、就労時間等の要件に応じて、保育標準時間・保育短時間の2つに区分されます。

区 分	保護者の就労時間	利用できる時間
保育標準時間	フルタイムを想定(月120時間以上)	1日最長11時間の枠の中で、保育を必要とする時間
保育短時間	パートタイム・短時間勤務を想定(月60時間以上)	1日最長8時間の枠の中で、保育を必要とする時間

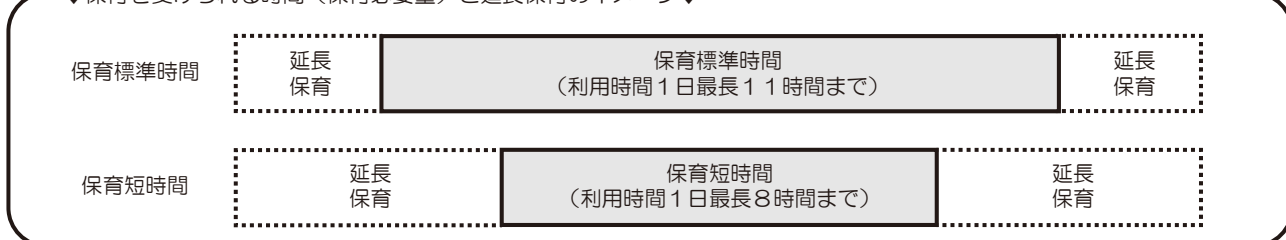
◎利用できる時間は、施設ごとに異なります。詳しくはP2～3の施設一覧をご確認ください。

◎就労時間が月120時間未満の場合でも、勤務時間の都合で常態的に保育短時間での利用を超えてしまう(送迎が間に合わない)場合等には、保育標準時間を利用できる場合があります。

◎利用できる時間を超えた場合には、延長保育料がかかります。延長保育料は施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

◎保育を必要とする事由が変更となる場合や、保育標準時間⇄保育短時間の時間区分の変更を希望する場合には、認定変更の申請が必要です。詳しくは、P16の認定変更をご確認ください。

◆ 保育を受けられる時間（保育必要量）と延長保育のイメージ ◆



2. 教育・保育施設の利用申込み

(1) 入所の申込みにあたって

● 入所申込みの種類

入所の申込みは、大きく4つに分類されます。入所したい時期、希望する施設の所在地、保育を必要とする事由の有無などによって申込み方法が異なりますので、必ず申込みの内容を確認し、必要書類を揃えたうえで申込みをしてください。

《一斉入所》 P 8・P 9

令和6年4月1日入所を希望の方や、
育児休業の復帰月に合わせた入所を希望する方
※育児休業明けの申込みを希望の場合は、P 7も必ずご確認ください。

《随時入所》 P 10・P 11

令和6年5月1日以降で、各月随時の入所を希望される方

《広域入所》 P 12

市外の保育施設への入所申込みを希望される方
※保護者の勤務先や実家が該当市区町村にあるなどの条件が必要です

《教育施設への入所(1号認定)》 P 13

教育施設への入所を希望される方
※保育を必要とする事由は必要ありません。

● 入所の決定（利用調整）

市が定める基準をもとに優先度をつけ、希望する施設の中で「保育を必要とする程度」が高いお子さんから順に入所を決定（利用調整）していきます。※申込みの先着順や抽選などではありません。

そのため、施設の空き状況や申込み人数によっては、利用調整の結果で第2・第3希望の施設に決定する場合や、入所自体ができなくなってしまう場合もあります。

● 施設の見学

申込みにあたっては、施設の場所をはじめ、利用できる時間、通勤にかかる時間、保育方針や実費徴収など、様々な面からご家庭やお子さんにあっているかを十分に検討してください。

認定こども園及び一部の保育園は見学が申込みの必須条件となっていますので、お子さんを連れての施設見学をお願いします。ただし、行事がある場合や、その日の職員体制等によっては、施設側で見学を受けられない場合もありますので、必ず事前に電話し訪問の調整をしてください。

● 転入予定者の申込み

申込み時点で伊勢崎市に住所がない方についても、保育施設の利用開始日（各月1日）までに伊勢崎市へ転入することが確実な方については、入所申込みをすることができます（育児休業中の方を除く）。

ただし、入所決定となった場合でも、住所登録が確認できるまでは施設が利用できませんのでご注意ください。なお、申込みには伊勢崎市への転入予定時期や、住所がわかる書類の添付が必要です。

また、申込書の裏面に転入前住所をご記入いただくことが必要となる場合があります。

● ならし保育

利用開始当初から慣れない環境で長時間過ごすことは、お子さんにとって大きな負担となります。お子さんの負担を軽減するため、利用開始時は早い時間での迎えとなり、預かり時間を徐々に延ばしていくことで施設に慣れさせていく必要があります。このならし保育の期間については、お子さんの状況から各施設が判断することとなります。なお、利用開始日より前にならし保育をはじめめることはできません。

また、保育施設の利用経験のあるお子さんが転所した場合でも、転所先の施設で再度ならし保育が必要となります。

● 利用時間

P 2～P 3の施設一覧内の開所時間等については、施設で保育を利用できる最長の時間を記載しております。保育標準時間または保育短時間の利用可能時間の範囲内であっても、保育施設の利用を必要とする時間のみの利用をお願いします。

また、保育士の配置状況や施設の受入状況によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。

● アレルギー対応

施設でのアレルギー対応は、お子さんの安全の確保を最優先します。このため、保護者、施設、医師の共通理解の下で適切に対応することが重要です。お子さんにアレルギーがある場合や、家庭で食べたことのない食物がある場合には、申込書類の問診票に内容を記入し、面接時に必ず申し出てください。さらに、医療機関のアレルギー検査表などアレルギーの詳細がわかるものがある場合には、申込時に提出してください。

また、施設への入所が決定した際には、施設からアレルギーの詳細がわかる書類の提出を求められる場合がありますので、かかりつけ医に作成を依頼し、施設へ提出してください。アレルギー検査表などの記載内容(食品の除去が必要な程度)によっては、施設での給食対応が困難となる場合があります。献立に応じてお弁当の持参が必要となることもあります。お子さんの安全の確保のため、ご協力をお願いします。

● 育児休業中の申込み・入所

《1. 育児休業取得者の新規申込み可能月について》

育児休業明けの就労を事由として保育施設の利用申込みをする場合、申込み可能な利用開始月は復職日によって異なります。

	復帰日	利用可能月	例
(1)	月の1日～14日までに復職	前月の1日から利用可能	復職日が8月14日の場合 ⇒ 7月1日から利用可能
(2)	月の15日～月末に復職	復職当月の1日から利用可能	復職日が8月15日の場合 ⇒ 8月1日から利用可能

※復職日は、就労証明書の No.11「復職（予定）年月日」の記載内容により判断します。

《2. 一斉入所（1次選考）での申込みについて》【仮承諾】

一斉入所における1次選考（詳しくはP8～P9を参照）でのみ、以下の条件に該当する育児休業取得者（出産予定含む）の育児休業の復職日に応じた入所申込みを受け付けます。この申込みでは、復職日に応じた利用開始月入所の仮承諾を受けることができます。

仮承諾を受けることができるのは、**5月入所から12月入所（令和7年1月14日までに復職される方）**までの間に限ります。1月～3月入所（令和7年1月15日以降に復職される方）を希望される場合は、一斉入所の1次選考における仮承諾の申込みができないため、随時入所申込み（詳しくはP10～P11を参照）をしてください。

《申込みの条件》 ※次の①～③の全ての条件に該当する必要があります。

① 申込み時点で伊勢崎市に保護者及び児童の住所があること

※申込み～利用開始までに伊勢崎市から転出した場合は、入所の仮承諾を受けていても取消しとなります。

② 社会保険またはそれに類する保険に本人名義で加入していること

※健康保険加入状況確認のため、育児休業取得者の健康保険証のコピーを提出してください。

③ 令和7年1月14日までに復職すること

（注意）仮承諾は入所についての本決定ではありません。会社または自己都合で復職日が延期となった場合には、仮承諾による内定が取消しとなります。そのほか、復職自体がなくなったり、仕事先が変更となったりした場合には、すみやかに市こども保育課へご相談ください。

《3. すでに在所しているお子さんの保護者が育児休業を取る場合について》

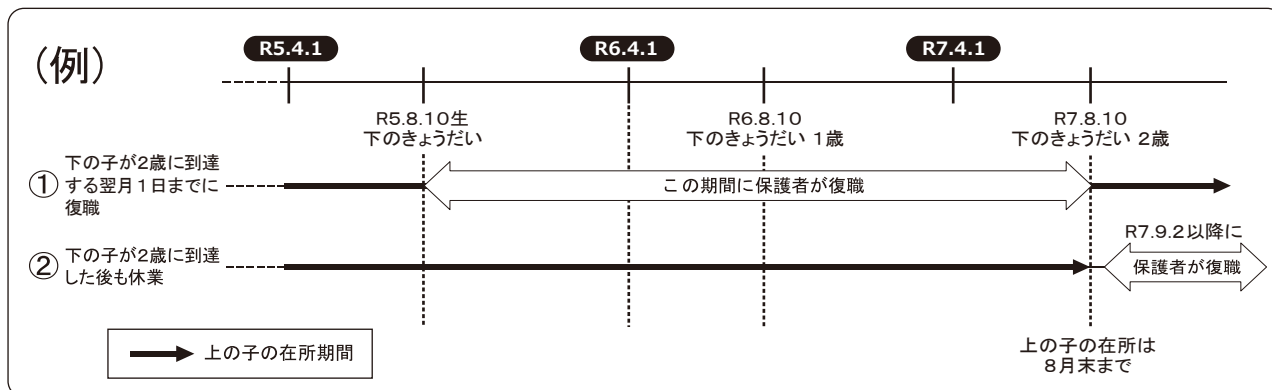
在所しているお子さんがいる場合であって、下のきょうだいの育児休業中の取り扱いについては次のとおりです。

① 育児休業にかかわるきょうだいが2歳になる月の翌月1日までに保護者が復職する場合

保育を必要とする事由を「育児休業」から「就労」へ認定変更することにより、上の子は施設の継続利用が可能です。
※誕生日が1日の場合、前月の末日が2歳に達する日ですので、2歳の誕生日（1日）に復職する必要があります。

② 育児休業にかかわるきょうだいが2歳になる月の翌月1日までに保護者が復職しない場合

2歳になる月の末日までの利用をもって退所となります。その後、保護者が復職する際に新規入所として申込みをしてください。
※誕生日が1日の場合、前月の末日が2歳に達する日ですが、2歳の誕生日（1日）に復職すれば退所にはなりません。



※退職などの理由により育児休業が終了した場合には、保育施設を継続して利用することができませんので、ご注意ください。

(2) 令和6年度 保育施設 一斉入所申込み（4月入所）

令和6年度一斉入所申込み（4月入所）は、すでに受付を終えています。令和7年度一斉入所申込みの日程は、令和6年8月号の「広報いせさき」、または8月1日更新の市ホームページで確認してください。

● 1次選考

※1次選考でのみ、育児休業の復職日に応じた利用開始月の入所申込みを受け付けております。詳しくはP7をご確認ください。

※市外の保育施設への申込みを希望される場合の申込み受付も行ってまいります。詳しくはP12をご確認ください。

※すでに保育施設を利用している場合であって、4月から他の保育施設への転所を希望される場合については、現在利用している施設を令和6年3月31日までの利用をもって退所することになります。その結果、保育施設の利用ができない場合もございますのでご注意ください。

①利用希望施設の見学 利用したい保育施設の見学会へ参加してください。

《施設見学会 開催期間》

令和5年9月6日(水) から9月8日(金) 午前9時30分から正午まで

◎利用希望施設の見学等を行い、その施設の利用できる時間や送迎にかかる時間、保育方針や実費徴収など、様々な面からご家庭やお子さんにあっているかを、十分に検討してください。

②書類の受取・申込み 入所申込書類を第1希望の保育施設に取りに行くとともに、必要書類を揃えて第1希望の保育施設に提出してください。

《書類受取・提出期間》

令和5年9月11日(月)から令和5年9月29日(金) 午前8時30分から午後5時

※土曜日は午前中のみとなります。(土曜日閉所施設は除く)

※9月17日(日)・18日(祝)・23日(祝)・24日(日)は除きます。

《書類受取・提出場所》

第1希望の各保育施設（受取場所、提出場所ともに保育施設となります）

《提出が必要な書類》 ※詳しくはP14・P15をご確認ください。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 令和6年度保育施設入所申込書
- ②保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書など）
- ③問診票／同意書
- ④その他、申込みに際して追加で必要となる書類（健康保険証のコピーやアレルギー検査表など）

◎申込みの際はお子さんを連れてきてください。

◎提出期間内に書類の提出がなされなかった場合には、申込みを受け付けることはできません。

ただし、「②保育を必要とすることを証明する書類」と「④その他、申込みに際して追加で必要となる書類」に限り、提出が間に合わない場合は、11月10日(金)まで受け付けますので、書類の提出の際に第1希望の保育施設にその旨をお伝えください。その場合は、面接の際に提出するか、市こども保育課または各支所市民サービス課の窓口まで提出してください。

③面接 お子さまの健康状態や現在の保育状況などを確認いたします。

《面接日時》

申込書類の提出時に、第1希望の施設から指定されます。(日程は10月初旬～11月初旬)

※その際、第1希望の保育施設で面接日時・場所をしおりの裏表紙に記載をしてもらってください。

- ◎指定の日時・場所で面接を受けてください。面接の際は必ずお子さんを連れてきてください。
- ◎指定の時間の5分前までは、車などで待機し、施設内に入らないようにしてください。
- ◎保護者の本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード・在留カードなど）をお持ちください。
- ◎保護者に代わり別の方が面接に来られる場合には、保護者の委任状が必要になります。
- ◎都合により面接に行けない場合には、必ず希望する保育施設を担当する市こども保育課または各支所市民サービス課及び希望する保育施設に連絡し、日程調整のうえ11月10日(金)までにあらためて面接を受けてください。
- ◎お子さんに言語などの発達の遅れ、疾病・アレルギー等があると思われる場合は、申込書類にその旨を記入し、面接時に必ず申し出てください。



④結果通知

利用調整による結果をご自宅に郵送で通知します。

◎令和6年1月15日(月)に利用調整結果通知書を郵送で通知します。電話での問い合わせには応じられません。

※上記は郵便局への持込み日です。家庭に届くまで数日程度かかる場合があります。

◎入所決定後、施設から入所にあたっての説明を受けてください。(多くの施設は、施設での説明会が開催されます)

◎利用者負担額および認定結果については、3月中に「利用者負担額決定通知書」を郵送でお知らせします。

◎申込み状況により、第2希望、第3希望の施設に入所決定となることがあります。

◎入所不可となった方で、引き続き入所をご希望の方は、2次選考の手続きをしていただくか、各月の随時入所手続きを検討してください。手続きを窓口で行わなかった場合には、2次選考や随時入所での利用調整は行われません。

● 2次選考

◎1次選考終了後に、4月の入所可能数に余裕のある施設のみ2次選考を行います。そのため、2次選考は空きのない施設への申込みは受け付けることができませんのでご注意ください。

◎1次選考で入所不可となった方については、提出済みの書類(就労証明書など、保育を必要とすることを証明する書類等)をあらためて提出する必要はありません。

◎認定こども園及び一部の保育園は見学が申込みの必須条件となっているため、お子さんを連れての施設見学をお願いします。ただし、行事がある場合や保育士の体制によっては、施設側で見学を受け入れられない場合もありますので、必ず事前に電話で予約をしてください。

①申込み・面接

必要書類を揃えて窓口に提出し、お子さんの面接を受けてください。

《書類受取・提出および面接受付期間》

令和6年1月15日(月) から令和6年2月5日(月) 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日は除きます。

《書類受取・提出および面接実施場所》

市子ども保育課 または 各支所市民サービス課

《提出が必要な書類》 ※詳しくはP14・P15をご確認ください。

①施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 令和6年度保育施設入所申込書

②保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書など) ③問診票/同意書

④その他、申込みに際して追加で必要となる書類

◎提出期間内にすべての書類提出がされなかった場合は、申込みを受け付けることはできません。

《お子さんの面接》

◎申込み受付時にお子さんの面接を行いますので、必ずお子さんを連れてきてください。

◎保護者の本人確認ができる書類(運転免許証・マイナンバーカード・在留カードなど)をお持ちください。

◎保護者に代わり別の方が面接に来られる場合には、保護者の委任状が必要になります。

◎お子さんに言語などの発達の遅れ、疾病・アレルギー等があると思われる場合は、申込書類にその旨を記入し、面接時に必ず申し出てください。



②結果通知

利用調整による結果をご自宅に郵送で通知します。

◎令和6年2月26日(月)に利用調整結果通知書を郵送で通知します。電話での問い合わせには応じられません。

※上記は郵便局への持込み日です。ご家庭に届くまで数日程度かかる場合があります。

◎入所決定後、施設から入所にあたっての説明を受けてください。

◎利用者負担額および認定結果については、3月中に「利用者負担額決定通知書」を発送しお知らせいたします。

◎申込み状況により、第2希望、第3希望の施設に入所決定となることがあります。

(3) 令和6年度 保育施設 5月以降の随時入所申込み

●各月の随時入所申込み

①
利用したい
保育施設の
検討・見学

◎申込みにあたっては、その施設の利用可能時間や通勤にかかる時間、保育方針や実費徴収など、様々な面からご家庭やお子さんにあっているかを十分に検討してください。

◎認定こども園及び一部の保育園は見学が申込みの必須条件となっておりますので、お子さんを連れての施設見学をお願いします。ただし、行事がある場合や保育士の体制によっては、施設側で見学を受けられない場合もありますので、必ず事前に電話で予約をしてください。

②
申込み
手続き
・
お子さんの
面接

《申込期間》 ※詳しくは下表をご確認ください。

入所希望月の2か月前から前日10日まで 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

※10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日までが申込期間となります。

【令和6年度 随時入所受付日程表】

令和6年度	申込期間	空き状況公表時期
4月入所申込み	随時申込みはありません	
5月入所申込み	3月 1日(金)～ 4月10日(水)	4月 1日(月)頃
6月入所申込み	4月 1日(月)～ 5月10日(金)	5月 1日(水)頃
7月入所申込み	5月 1日(水)～ 6月10日(月)	6月 3日(月)頃
8月入所申込み	6月 3日(月)～ 7月10日(水)	7月 1日(月)頃
9月入所申込み	7月 1日(月)～ 8月 9日(金)	8月 1日(木)頃
10月入所申込み	8月 1日(木)～ 9月10日(火)	9月 2日(月)頃
11月入所申込み	9月 2日(月)～10月10日(木)	10月 1日(火)頃
12月入所申込み	10月 1日(火)～11月 8日(金)	11月 1日(金)頃
1月入所申込み	11月 1日(金)～12月10日(火)	12月 2日(月)頃
2月入所申込み	12月 2日(月)～ 1月10日(金)	1月 6日(月)頃
3月入所申込み	1月 6日(月)～ 2月10日(月)	2月 3日(月)頃

《申込場所》

市こども保育課 または 各支所市民サービス課

《提出が必要な書類》 ※詳しくはP14・P15をご確認ください。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 令和6年度保育施設入所申込書
- ②保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書など）
- ③問診票／同意書
- ④その他、申込みに際して追加で必要となる書類

※本人確認ができる書類を併せてお持ちください。

《お子さんの面接》

◎申込み受付時にお子さんの面接を行いますので、必ずお子さんを連れてきてください。

◎保護者の本人確認ができる書類(運転免許証・マイナンバーカード・在留カードなど)をお持ちください。

◎保護者に代わり別の方が面接に来られる場合には、保護者の委任状が必要になります。

◎お子さんに言語などの発達の遅れ、疾病・アレルギー等があると思われる場合は、申込み時あるいは面接時に必ず申し出てください。

③ 利用調整 結果の通知

- ◎毎月20日頃に入所に関する利用調整結果通知書を発送します。
- ◎原則、電話での問い合わせには応じられません。
- ◎申込み状況により、第2希望、第3希望の施設に入所決定となることがあります。
- ◎入所可能となった際の利用者負担額および認定結果については、「利用者負担額決定通知書」を同封しお知らせします。

◆入所不可の場合、再度の申込みを検討してください

- ◎利用不可となった方で、引き続き入所を希望する場合には、あらためて市こども保育課または各支所市民サービス課で申込み手続きをしてください。申込み手続きを行わなければ、随時入所などの利用調整は行われません。
- ◎再度申込みを希望される方は、提出済みの保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書など)を再利用できますので、窓口にて申し出てください。ただし、提出した書類から状況が変わった場合(就労予定からすでに就労を開始した場合など)や証明書の有効期間(6か月)が切れている場合などは書類の再出をお願いします。

④ 施設での 入所説明

- ◎入所の準備等について保育施設から説明を受けます。
- ◎5月以降の随時入所は入所の承諾(利用可能)となった後に、保護者から保育施設へ連絡をお願いします。「利用可能」と記載された利用調整結果通知が届いたら、1日～2日のうちに必ず入所施設へ連絡をしていただき、入所の準備を進めてください。

⑤ 利用の開始 ・ ならし保育

- ◎各月1日からの利用開始となります。
- ◎利用開始当初から慣れない環境で長時間過ごすことは、お子さんにとって大変な負担となります。お子さんの負担を軽減するため、利用開始時は早い時間での迎えとなり、預かり時間を徐々に延ばしていくことで施設に慣れさせていく必要があります。このならし保育の期間については、お子さんの状況から各施設が判断することとなります。
- ◎利用開始日より前にならし保育をはじめすることはできません。
- ◎保育施設の利用経験のあるお子さんが転所した場合でも、転所先の施設で再度ならし保育が必要となります。

●空き状況の公表

- ◎毎月、施設別の空き状況を窓口および市ホームページで公表しておりますので、参考にしてください。
なお、施設に空きがある場合であっても、申込みが多数の場合や、施設の受入状況に変更があった場合など、入所が難しい場合がありますので、ご了承ください。

施設別の空き状況の公表については、
右記QRコードより市ホームページを
ご確認ください



●注意事項

- ◎令和5年度4月～9月の入所者で、令和6年度も引き続き入所を希望する場合には、令和6年度4月入所申込みの期間に、継続利用にかかる申込書類の提出が必要です。10月随時以降の入所者は、一斉入所の1次選考または2次選考期間中に次年度入所の申込みをしていない場合、その年度中(令和6年3月末まで)で退所となりますのでご注意ください。

なお、希望の保育施設が1次選考4月の入所可能数に達した場合、2次選考は行われません。

(例) 9月に行われる1次選考で、令和6年4月の申込みをしていなかったが、11月随時入所で〇〇保育園に入園した。

- ① 1月に開始した4月入所2次選考で〇〇保育園に空きがなかったため、申込みができなかった。
 - ② 1月に開始した4月入所2次選考で〇〇保育園に空きはあったが、期間中に申込み手続きをしなかった。
- ⇒①、②いずれの場合も3月いっぱい退所となります。

(4) 市外（広域）保育施設への入所申込み

● 市外（広域）保育施設への入所申込みをするための要件

市外（広域）保育施設への入所を希望される場合には、原則下記のいずれかの要件を満たす必要があります。要件に該当しない場合には、市外（広域）保育施設への申込みは原則できません。

1. 保護者の保育を必要とする事由が就労の場合で、勤務先が希望する保育施設の所在市区町村にある場合
2. 保護者の実家が希望する保育施設の所在市区町村にある場合
※前橋市など一部の市区町村を除く
3. その他、市外（広域）保育施設の利用に相当する理由がある場合（市こども保育課窓口にご相談ください）

※申込み先の市区町村によって申込みの条件が異なる場合がありますので、詳しくは市こども保育課または申込み先市区町村の保育担当課へご相談ください。

● 4月入所申込み

1. 申込み

《申込の対象》

令和6年4月1日から市外の保育施設の利用を希望する方で、市外（広域）保育施設入所申込みの要件を満たしている方

《申込期間》

令和5年9月11日(月) から令和5年9月29日(金) 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

※申込みを希望する市区町村によっては、期間終了後の申込みを受付できる場合がありますので、伊勢崎市こども保育課にご相談ください。

《申込場所》

伊勢崎市こども保育課

《提出が必要な書類》 ※詳しくはP14・15をご確認ください。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 令和6年度保育施設入所申込書
 - ②保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書など）
 - ③問診票／同意書
 - ④広域入所に係る届出書兼同意書・希望理由書
 - ⑤その他、申込みに際して追加で必要となる書類
- ※「④広域入所に係る届出書兼同意書・希望理由書」は伊勢崎市こども保育課窓口にございますので、窓口で記入をお願いします。

《注意事項》

- ◎申込み受付時にお子さんの面接を行いますので、必ずお子さんを連れてきてください。
- ◎保護者の本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード・在留カードなど）をお持ちください。
- ◎保護者に代わり別の方が面接に来られる場合には、保護者の委任状が必要になります。
- ◎お子さんに言語などの発達の遅れ、疾病・アレルギー等があると思われる場合は、申込書類にその旨を記入し、面接時に必ず申し出てください。
- ◎伊勢崎市内保育施設との併願はできません。
- ◎転出予定市区町村への申込みの場合には、転出手続き後、転出先市区町村の保育施設入所担当課で改めて利用申込み手続きが必要です。手続きをしないと、利用の承諾が出ていても入所取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。
- ◎現在1～3号認定のいずれかを受け、教育・保育施設に在籍しているお子さんが、保護者の里帰り出産等のために別の教育・保育施設に入所（二重在籍）することはできません。在籍している施設を退所しての申込みであれば可能です。

2. 希望先市区町村との協議

申込者の入所について、伊勢崎市から希望する保育施設のある市区町村に利用調整を依頼し、結果が伊勢崎市に到達されます。

3. 結果通知

令和6年2月下旬から3月上旬頃に入所に関する結果通知書を発送します。ただし、希望先市区町村からの結果通達時期によっては、結果通知の発送が遅れる場合もあります。

入所不可となった方で、引き続き入所をご希望の方は5月以降（随時）入所の手続きをしてください。申請手続きを窓口で行わなければ、随時入所などの利用調整は行われません。

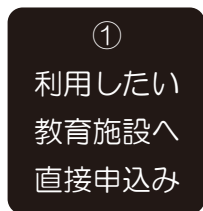
● 5月以降随時入所申込み

市外保育施設については、5月以降も定員に空きがあれば入所の申込みができます。申込みに必要な書類は上記と同様となりますが、申込み方法や期限が希望先の市区町村によって異なりますので、伊勢崎市こども保育課へご相談ください。

(5) 教育施設への申込み

● 教育施設（認定こども園等）への入所申込み

◎令和6年度4月入園を希望される場合は、下記の日程と異なりますので、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。



◎利用を希望する認定こども園などへ直接ご相談のうえ、施設へ申込みをしてください。
◎施設によって教育方針や実費徴収の金額などが異なりますので、必ず施設の見学をしてください。



◎直接施設に申込みをし、入所可能となった後に、教育認定（1号認定）を受けるための手続きをしてください。

《申込期間》：入所希望月の前月10日まで 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日は除きます

※10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日までが申込期間となります。

《申込場所》：市こども保育課 または 各支所市民サービス課

《必要書類》：施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 令和6年度保育施設入所申込書
（ひとり親家庭）戸籍謄本・独身証明書など

● 伊勢崎市立幼稚園 4月入園申込み



◎利用を希望する各園で申込みに関する書類を直接受け取り、必ず受け取った園に提出してください。

《申込対象》：本市に住所を有している方

《申込期間》：令和5年9月11日(月)～15日(金)

《時間》：午後1時～午後5時

《場所》：利用を希望する園

《提出書類》： 施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書

兼 令和6年度保育施設入所申込書

入園申込書（園から配布されるもの）

ひとり親の証明書類（ひとり親家庭の場合のみ）

《必要なもの》：①本人・家族全員のマイナンバーを確認できるもの

②ひとり親の証明書類 ※ひとり親家庭の場合のみ

戸籍謄本（ひとり親であり、お子さんの親権を確認できるもの）、独身証明書（和訳付き・外国籍のみ）、児童扶養手当の受給証明書のコピーのうち、いずれか1つ

※市立幼稚園をご希望される方は、保育所（園）・認定こども園等他施設への併願ができません。

※上記期間を経過しても定員に達するまでは入園相談を随時受付しています。利用を希望する園へ直接お問い合わせください。



◎申込者数が各園の定員を超えなければ入園内定となります。

◎定員を上回る申込みがあった場合は、抽選が行われる場合があります。



◎認定結果については、「利用者負担額決定通知書」でお知らせいたします。

◎「利用者負担額決定通知書」は3月下旬頃に郵送で保護者の方へお届けします。



◎入園式は令和6年4月10日(水)の予定です。

◎入園式等の詳細は各園に直接お問い合わせください。

(6) 教育・保育施設への申込みに必要な書類（チェックリスト）

保育施設 申込 (2・3号)	教育施設 申込 (1号)	必要書類とその内容																						
<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須	<p>1. 施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 保育施設入所申込書 申込み希望のお子さん1人につき1枚提出してください。</p>																						
<p>◆ 申込みを希望される場合には、全ての方の提出が必要となる書類 ◆</p> <p><input type="checkbox"/> 父 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 母 必須</p> <p>※ 必ず保護者両名の証明が必要</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当する場合のみ</p>	<p>2. 保育を必要とすることを証明する書類 保護者（父・母）分それぞれ証明の提出が必要です。 きょうだいで申込みをする場合は、下の子にのみ添付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定事由など</th> <th>必要書類とその内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①就 労</td> <td> <p>就労証明書 勤務している方、採用予定の方などであって、就労を事由に利用を希望する場合に提出してください。 ※病気休業を取得中の方は「③保護者の疾病・障害」、介護休業を取得中の方は「④介護・看護」が認定事由となりますので、それぞれ対応する必要書類を提出してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>②妊娠・出産</td> <td> <p>母子健康手帳のコピー（表紙および出産予定日のわかる箇所） または 妊婦一般健康診査受診票のコピー 出産予定の方で、妊娠・出産を事由に利用を希望する場合に、出産予定日が確認できる書類を提出してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>③保護者の疾病・障害</td> <td> <p>病状内容証明書（医師が記入したものに限り） 病気を事由に利用を希望する場合に提出してください。障害事由の場合は、追加で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人は、そのコピーを提出してください</p> </td> </tr> <tr> <td>④介護・看護</td> <td> <p>病状内容証明書（医師が記入したものに限り） または 介護保険被保険者証のコピー など 家族の介護・看護を事由に利用を希望する場合に提出してください。また、介護・看護に係る時間がわかるスケジュール等の提出をお願いすることがあります。</p> </td> </tr> <tr> <td>⑤災害復旧</td> <td>り災証明書 または 被災証明書 など</td> </tr> <tr> <td>⑥求 職 活 動</td> <td>保育を必要とする状況についての届出書</td> </tr> <tr> <td>⑦就 学</td> <td>在学証明書のコピー および 授業の時間割 など、スケジュールのわかるもの</td> </tr> <tr> <td>⑧虐待・DV</td> <td>DV 証明 など</td> </tr> <tr> <td>⑨育児休業</td> <td>就労証明書（育児休業期間の記入がされているもの）</td> </tr> <tr> <td>⑩そ の 他</td> <td>保育を必要とする状況についての届出書</td> </tr> </tbody> </table>	認定事由など	必要書類とその内容	①就 労	<p>就労証明書 勤務している方、採用予定の方などであって、就労を事由に利用を希望する場合に提出してください。 ※病気休業を取得中の方は「③保護者の疾病・障害」、介護休業を取得中の方は「④介護・看護」が認定事由となりますので、それぞれ対応する必要書類を提出してください。</p>	②妊娠・出産	<p>母子健康手帳のコピー（表紙および出産予定日のわかる箇所） または 妊婦一般健康診査受診票のコピー 出産予定の方で、妊娠・出産を事由に利用を希望する場合に、出産予定日が確認できる書類を提出してください。</p>	③保護者の疾病・障害	<p>病状内容証明書（医師が記入したものに限り） 病気を事由に利用を希望する場合に提出してください。障害事由の場合は、追加で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人は、そのコピーを提出してください</p>	④介護・看護	<p>病状内容証明書（医師が記入したものに限り） または 介護保険被保険者証のコピー など 家族の介護・看護を事由に利用を希望する場合に提出してください。また、介護・看護に係る時間がわかるスケジュール等の提出をお願いすることがあります。</p>	⑤災害復旧	り災証明書 または 被災証明書 など	⑥求 職 活 動	保育を必要とする状況についての届出書	⑦就 学	在学証明書のコピー および 授業の時間割 など、スケジュールのわかるもの	⑧虐待・DV	DV 証明 など	⑨育児休業	就労証明書 （育児休業期間の記入がされているもの）	⑩そ の 他	保育を必要とする状況についての届出書
		認定事由など	必要書類とその内容																					
		①就 労	<p>就労証明書 勤務している方、採用予定の方などであって、就労を事由に利用を希望する場合に提出してください。 ※病気休業を取得中の方は「③保護者の疾病・障害」、介護休業を取得中の方は「④介護・看護」が認定事由となりますので、それぞれ対応する必要書類を提出してください。</p>																					
		②妊娠・出産	<p>母子健康手帳のコピー（表紙および出産予定日のわかる箇所） または 妊婦一般健康診査受診票のコピー 出産予定の方で、妊娠・出産を事由に利用を希望する場合に、出産予定日が確認できる書類を提出してください。</p>																					
		③保護者の疾病・障害	<p>病状内容証明書（医師が記入したものに限り） 病気を事由に利用を希望する場合に提出してください。障害事由の場合は、追加で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人は、そのコピーを提出してください</p>																					
		④介護・看護	<p>病状内容証明書（医師が記入したものに限り） または 介護保険被保険者証のコピー など 家族の介護・看護を事由に利用を希望する場合に提出してください。また、介護・看護に係る時間がわかるスケジュール等の提出をお願いすることがあります。</p>																					
		⑤災害復旧	り災証明書 または 被災証明書 など																					
		⑥求 職 活 動	保育を必要とする状況についての届出書																					
		⑦就 学	在学証明書のコピー および 授業の時間割 など、スケジュールのわかるもの																					
		⑧虐待・DV	DV 証明 など																					
⑨育児休業	就労証明書 （育児休業期間の記入がされているもの）																							
⑩そ の 他	保育を必要とする状況についての届出書																							
<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須	<p>3. 問診票（表面） / 同意書（裏面） 申込み希望のお子さん1人につき1枚提出してください。</p>																						

	保育施設 申込 (2・3号)	教育施設 申込 (1号)	必要書類とその内容	記載ページ		
◆必要に応じて提出が必要となる書類◆	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4. 利用者負担の算定 または 副食費徴収確認のための書類 以下に該当する保護者・扶養義務者のみ提出してください。	利用者負担の 詳細はP18～ P21を参照		
					記載ページ	
			ひとり親家庭	戸籍謄本・離婚の受理証明書・独身証明書 (和訳付き)・児童扶養手当証書のコピーの うち、いずれか1つ (ひとり親であることが確認できるもの)		
			申込児童や同居の家族に 障害児(者)がいる場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書の コピー		
			きょうだいが、 ・私学助成幼稚園 ・特別支援学校幼稚部 ・児童心理治療施設 ・企業主導型保育事業 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 を利用している場合	令和6年度 在園証明書 (伊勢崎市ホームページまたは市こども保育 課・各支所市民サービス課にあります)	利用者負担の 特例の詳細は P19を参照	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5. その他、追加での提出が必要な書類			
				区分	提出書類	
			一斉入所の際に、育児休業の復職日に応じた 利用開始月(5月～12月)の入所申込み を希望する場合 (仮承諾)		育児休業取得者の健康保険証のコピー(社会 保険またはそれに類する保険に本人名義で 加入していることがわかるものに限る)	
			児童にアレルギーがある場合		医療機関のアレルギー検査票のコピー	
			転入予定の場合		転入予定の住所地が分かるもののコピー	
		市外保育施設の入所を希望する場合		広域入所に係る届出書兼同意書・希望理由書 (詳しくはP12を参照)		
<input type="checkbox"/>			※保護者が外国籍の場合			
			6. 日本に滞在している保護者全員分の在留カードのコピー (表・裏) または 特別永住者証明書のコピー (表・裏) ◎添付がない場合は申込みを受け付けることができませんのでご注意ください。 ◎更新申請中の場合などについては、申請中であることがわかるもののコピーを提出して ください。 ◎以下のような場合には申込みを受け付けることができません。 (1) 在留期間を過ぎている場合 (2) 退去強制を受けている場合や、仮放免中である場合 (3) 就労不可の場合であって、就労や求職活動を事由に申込みをする場合			

※ 必要書類がすべて揃っているか必ず表を確認したうえで、入所の申込みをしてください。

◎ 就労証明書や、病状内容証明書は伊勢崎市指定の様式がありますので、そちらをご活用ください。

※ 市指定の様式以外の書類は受け付けることができませんので、ご注意ください。

◎ 「2. 保育を必要とすることを証明する書類」については、必ず保護者両名の提出が必要です。離婚調停中の場合・ひとり親家庭の場合や、どちらかの保護者と連絡が取れない場合などであっても、その事由を証明する書類が必要です。

3. 教育・保育施設を利用中の方へ

● 申込み後・入所後の注意点

次の場合は、入所中・申請中を問わず、必ず市子ども保育課または各支所市民サービス課へ申し出てください。（伊勢崎市立幼稚園を利用している場合には市学務課へ申し出てください。）

1. 居住地などが変わった場合（転出・転入・電話番号の変更など） ※市内の転居の場合には連絡は不要
2. 世帯状況が変わった場合（家族の死亡・結婚・離婚・生活保護の受給世帯の状況変化など）
3. 保育を必要とする事由が変わった場合（失業による求職活動への変更・下の子の出産による育児休業への変更など）
4. 保育を必要とする事由がなくなり、家庭内保育が可能になった場合（退職・病気の全快・その他理由により）
5. 就労状況や在学状況が変わった場合（就労先の変更・就労時間の変更など）

● 認定変更（利用時間の変更を含む）または世帯構成の変更

すでに受けている認定の内容変更を希望する場合には、変更を希望する月の、前の月の15日までに市子ども保育課または各支所市民サービス課へ申し出てください。（15日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日まで）

また、世帯状況が変わった場合についても、速やかに申し出てください。

認定の変更は翌月1日からの変更となりますので、事由が発生後速やかに手続きにお越しくください。

	変更内容	提出書類	備考
保育必要量の変更	保育標準時間を保育短時間に変更したい	施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書	
	保育短時間を保育標準時間に変更したい	施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書 (必要に応じて)保育を必要とすることを証明する書類	就労を事由に保育を利用している場合であって、就労時間が延びる場合などを理由に変更を希望される場合には、就労証明書を提出してください。
保育を必要とする事由の変更	就労で認定を受けていたが、失業により求職活動を行うため、認定を変更したい	施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書 保育を必要とする状況についての届出書	求職活動を事由とする認定有効期間は3か月間です。認定が切れる月の15日(15日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日まで)が変更申請の締切日です。締切日までに就労証明書の提出がない場合は退所となりますのでご注意ください。
	求職活動で認定を受けていたが、就労先が決まったため認定を変更したい	施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書 就労証明書	
	就労で認定を受けていたが、下の子の出産により育児休業を取得するため、認定を変更したい	施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書 就労証明書 ※育児休業の取得期間が記入されたもの	育児休業を事由とする認定有効期間は最長で下の子が2歳になる月の末日までとなります。詳しくは P7 を参照してください。
世帯の状況などの変更	就労先（雇用先・就労時間等）が変わった場合	就労証明書	就労時間の変更などにより、標準時間・短時間の変更が必要な場合には、施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書を提出してください。
	市外へ転出する場合	保育所退所申出書(窓口にて配布)	転出後も同保育施設の継続利用を希望する場合は、伊勢崎市民として退所の手続きをすたうえで、転出先の市区町村で再度入所手続きが必要となります。
	世帯構成が変わった	施設型給付費・地域型保育給付費等認定変更申請書 利用者負担や副食費の算定のための追加書類	保護者の結婚・離婚・別居・同居・死亡・転出など、世帯の変更がある場合に提出をしてください。

◎提出書類の様式は、市子ども保育課・各支所市民サービス課にあります。

◎提出書類は窓口で記入していただくことができますので、本人確認ができる書類をお持ちのうえお越しくください。

● 保育認定（2号・3号認定） 継続児童の申込み（現況確認）

令和5年9月1日時点で保育施設に在所している児童が、令和6年度も引き続き入所を希望する場合には、下記の書類を提出してください。

※令和5年10月1日以降に入所が決定した児童については、P8・P9の一斉入所における入所申込みを行わなかった場合には、令和6年度の継続ができませんのでご注意ください。

- 《提出書類》
- ①施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書 兼 令和6年度保育施設入所申込書
⇒保護者・児童氏名や認定区分、世帯状況などの認定状況が印刷されたものを送付いたしますので、内容に変更がある場合には修正してください。
 - ②保育を必要とすることを証明する書類（父・母分）
⇒必ず保護者（父・母）分の証明書類を提出してください。

《注意事項》

すでに認定している保育必要事由（例：就労）と、提出された②の書類で確認できる保育必要事由（例：求職活動）が異なる場合には、令和6年1月1日付けで認定変更を行います。その結果、求職活動の場合など、認定有効期間が令和5年度内（令和6年3月31日まで）に満了する場合には、令和6年度の継続入所ができません。継続するためには、認定有効期間の満了までに別の保育必要事由に認定変更をする必要がありますので、ご注意ください。

《提出期限》 令和5年9月29日（金）までに継続希望の保育施設に提出してください。

※「②保育を必要とすることを証明する書類」については、提出が間に合わない場合は11月10日（金）まで市こども保育課または各支所市民サービス課の窓口でも受け付けますので、書類の提出の際に継続希望の保育施設にその旨をお伝えください。

《その他》 提出期限までに申込書等の提出がない方については、継続入所の申込みをされていないものとし、継続入所ができませんので、ご注意ください。また、利用者負担の未納がある場合、継続入所の申込みをお受けできませんので、期日までに未納分のお支払いをお願いします。

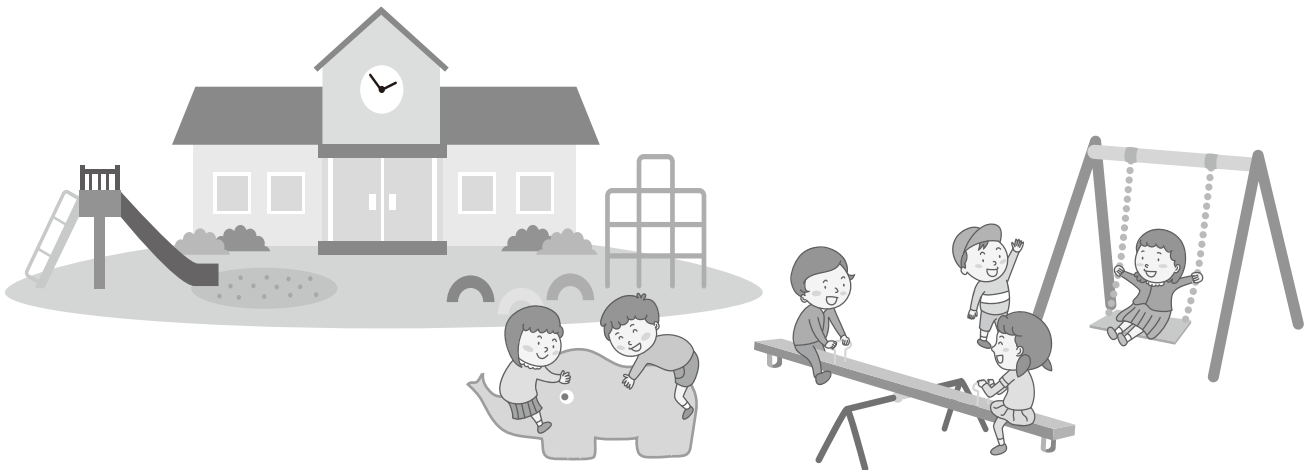
● 退所

在所している施設を退所する場合は、在所している施設へ申し出をし、市こども保育課または各支所市民サービス課へ保育施設退所申出書を提出してください。また、届出がない場合でも、相当の理由なく1か月以上連続で登園がない場合など、保育の必要性が認められない場合には、退所していただく場合があります。

● 転出（市外への引っ越し）

伊勢崎市内の保育施設に入所後、伊勢崎市外へ転出した方で、次のいずれかに該当する方は同一の施設を継続して利用することができる場合があります。ただし、状況によって受入できない場合もあるため、転出前に必ず市こども保育課および保育施設へご相談ください。

- ・父母の勤務先が伊勢崎市内にある場合
- ・祖父母が伊勢崎市内に在住している場合（親権者である母方または父方の祖父母に限ります）
- ・転出先の市町村で保育施設に現在空きがなく、その年度中のみ利用を継続する場合
なお、転出後も同保育施設の継続を希望する場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。



4. 利用者負担（保育料）・副食費

● 利用者負担（保育料）

- ◎利用者負担は、月額です。期日までに必ず納付してください。
- ◎登園日数が少ないなどの理由で減額にはなりません。
- ◎退園する場合、月末日になってからの申出は翌月分の利用者負担を納付していただく場合があります。
- ◎公立・私立にかかわらず、全ての認可施設で利用者負担は同じ金額です。詳しくは、P21をご覧ください。
- ◎利用者負担以外の料金（延長保育料、食材料費、教材費等）については、施設によって異なりますので、入所施設に直接ご確認ください。

● 利用者負担の算定

- ◎利用者負担の額は、保護者の市町村民税額（※1）、お子さんの年齢（※2）、保育認定の時間区分（※3）により算定します。原則、利用者負担の算定に含めるのはお子さんの父と母の市町村民税額ですが、以下に該当する場合はその他の扶養義務者の中で、市町村民税額が最も高い方の市町村民税の額も含めて算定します。

令和6年4月～8月分の利用者負担

父と母の令和4年中の所得が両方とも48万円以下であり、次の（1）または（2）に該当する場合。

- （1）その他の扶養義務者が令和5年度市町村民税において父または母を税扶養している場合
- （2）その他の扶養義務者と同居（世帯分離を含む）している場合

令和6年9月～令和7年3月分の利用者負担

父と母の令和5年中の所得が両方とも48万円以下であり、次の（1）または（2）に該当する場合。

- （1）その他の扶養義務者が令和6年度市町村民税において父または母を税扶養している場合
- （2）その他の扶養義務者と同居（世帯分離を含む）している場合

※1 市町村民税額とは

前年の1月から12月までの1年間の所得に応じて課税され、均等割と所得割があります。利用者負担は所得割課税額（住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の税額）を基に算定します。

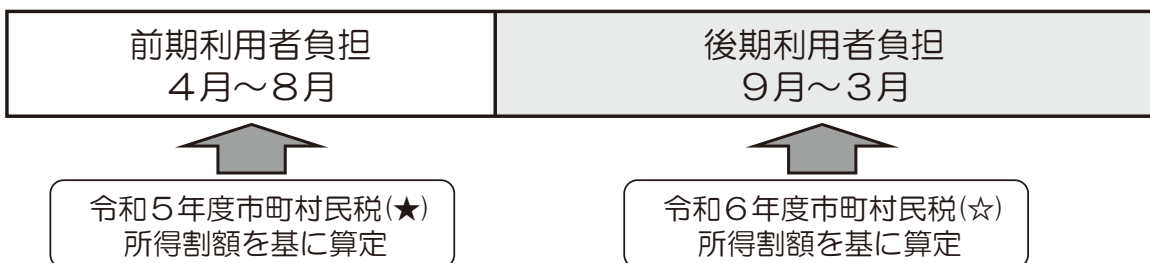
※2 子どもの年齢

年度の途中で満3歳になり、認定区分が3号認定から2号認定になっても、その年度内の利用者負担の額は3号認定の額で変更にはなりません。

※3 保育認定の時間区分

保育（3号）認定の場合、保育時間の区分によって利用者負担の額が異なります。時間の区分はP5をご覧ください。

【前期利用者負担と後期利用者負担の算定期間のイメージ】



★ 令和5年度市町村民税…令和4年1月から12月までの所得に応じて決定されます。

☆ 令和6年度市町村民税…令和5年1月から12月までの所得に応じて決定されます。

なお、伊勢崎市において、父母（その他扶養義務者を含める場合には、その他扶養義務者）の市町村民税額の確認ができず、利用者負担算定等に関する申出書等の提出もない場合には、**利用者負担を最高額とさせていただきます**ので、ご了承ください。

また、世帯状況の変更（婚姻、離婚、世帯員への障害者手帳交付等）が行われた場合、利用者負担が変更となる場合があります。手続きが必要な場合もありますので、世帯状況の変更があった場合には市こども保育課または各支所市民サービス課までご連絡ください。

●利用者負担の特例（2号認定(2歳児クラス)・3号認定のお子さんのみ）

（1）多子軽減事業

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育施設等（※）を利用している場合、通算2人目は基準額の半額(利用者負担一覧表の（ ）内の金額)、3人目以降は無料になります。原則申請は不要ですが、きょうだいが在籍している施設によっては、在園証明書の提出が必要となる場合があります。在園証明書の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市こども保育課または各支所市民サービス課で受け取ってください。もしくは、在園施設の独自様式でも構いません。

証明書は令和6年4月1日以降の日付で証明してもらってください。申請期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。

例外として、3号認定で市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、同時に入園（利用）していない場合でも通算2人目は基準額の半額、3人目以降が無料となります。また、ひとり親家庭、在宅障害児（者）世帯等で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、同時に入所（利用）していない場合でも1人目が1,500円、2人目以降が無料となります。

- ※保育施設等…（1）認可保育所、新制度幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業（在園証明書の提出不要）
 （2）私学助成幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援（在園証明書の提出が必要）



（2）第3子以降の利用者負担無料化

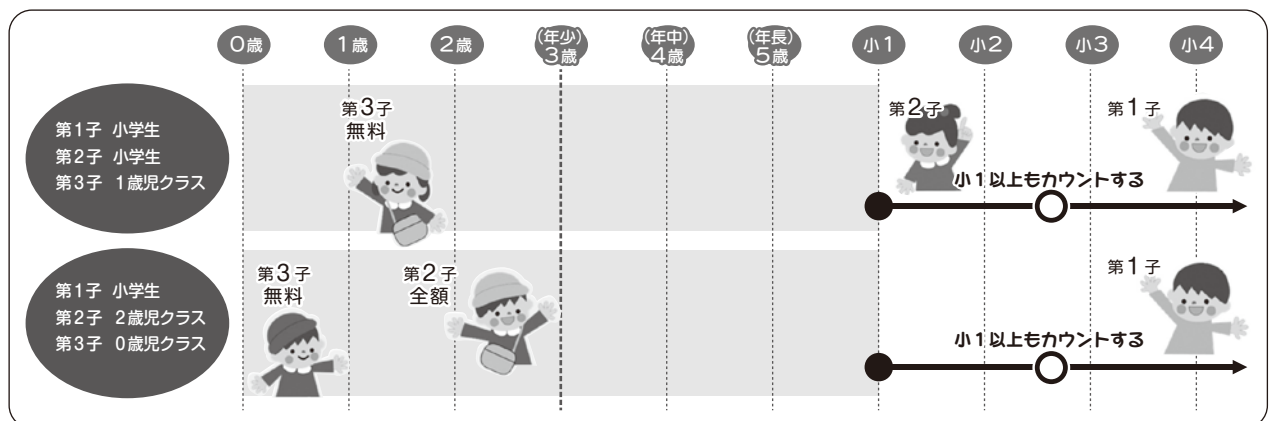
次の要件すべてに該当する方は、申請により利用者負担が無料になります。

ただし、上記の多子軽減事業で無料になる場合は、多子軽減事業の手続きをしてください。また、多子軽減事業で半額になる場合は、第3子以降無料化と併せて、多子軽減事業の手続きも行ってください。

申請期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。ただし、随時入所及び仮承諾の場合は、入所承諾通知発送後の申請受付となります。申請については、市こども保育課または各支所市民サービス課へお問い合わせください。

【利用者負担無料化の要件】

- 1 第3子以降の子どもが、認定を受けて保育園、認定こども園等に通園している
 - 2 扶養している子どもと保護者が伊勢崎市内に住民登録をしている
 - 3 同一世帯で子どもを3人以上扶養している
- ただし、令和6年4月～8月の利用者負担は、令和4年中の所得金額が48万円を超える者、令和6年9月～令和7年3月の利用者負担は令和5年中の所得金額が48万円を超える者は扶養の人数から除きます
- 4 申請時点で保育料、利用者負担、市税に滞納が無い
 - 5 父母等の収入の申告が済みであり、市民税額による適正な利用者負担の算定がされている
- ※要件2、3で保護者が単身赴任の場合や、きょうだいが学校等の都合で世帯に居ない場合はこの限りではありません。
 ※父母等の収入の未申告により、正しく利用者負担の算定がされていない場合は、要件5に該当しません。



●利用者負担の納入

利用する施設により、利用者負担の取扱いが異なります。

(1)市内の公立保育園または市内・市外の私立保育園を利用する場合

(2)利用者負担の納入は、原則として口座振替により行います。

(3)口座振替について

入所が決定したら下記の取扱金融機関にて通帳・届出印を持参のうえ直接手続となります。

すでに口座振替の申込みをしている子どもの利用者負担は、年度が替わっても同じ口座から振替となります。振替口座を変更する場合のみ手続きをしてください。

きょうだいが保育施設（認定こども園を除く）に在園したことがあり、きょうだいの利用者負担の口座振替手続きがお済みの場合は、同じ口座からの引き落としができますので、こども保育課までご連絡ください。

毎月末日にその月の利用者負担が口座振替になります。（12月のみ25日に振替になります。）

ただし、振替日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日となります。

口座振替の申込変更をしたい場合は、直接口座振替を希望する金融機関にてお申込みください。

金融機関で申込みをしてから引き落としが開始されるまで期間を要します。引き落としが開始されるまでは、現金での納付となります。

(4)取扱金融機関は以下のとおりです。

群馬銀行、足利銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合、佐波伊勢崎農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行の各本店・本所・支店・支所

(エ) 口座振替の確認は通帳記帳にて行ってください。

(オ) 現金納付の場合は利用者負担の納入通知書を郵送しますので、市こども保育課、各支所市民サービス課または上記金融機関（ゆうちょ銀行の各本店・本所・支店・支所を除く）にてお支払いいただきます。

(2)市外の公立保育所を利用する場合

利用者負担の納入は保育所が所在する市町村に直接納入となります。

詳しくは、利用する保育所が所在する市町村へ直接お問い合わせください。

(3)認定こども園、特定地域型保育事業等を利用する場合

利用者負担の納入は、施設に直接行っていただきます。

●副食費（おかず代）の免除（1号認定・2号認定(3歳児クラス以上)のお子さんのみ）

◎1号認定、2号認定のお子さんの副食費は施設で実費徴収となります。

ただし、以下に該当した場合には、副食費を免除、または補助金が交付される場合があります。

(1)国の副食費免除

年収360万円未満相当世帯か、第3子以降の児童に係る副食費徴収は免除されます。

※免除対象となるきょうだい児童の数は以下のとおりです。

- ・教育（1号）認定の場合
小学校3年生までのきょうだいと、保育施設等（※）を利用している就学前児童から数えて、3人目以降の子ども
- ・保育（2号）認定の場合
保育施設等を利用している就学前児童から数えて、3人目以降の子ども

※保育施設等…（1）認可保育所、新制度幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業（在園証明書の提出不要）

（2）私学助成幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援（在園証明書の提出が必要）

(2)第3子以降副食費補助金等

- ・第3子以降の子どもが認定を受けて保育園、認定こども園、幼稚園、特定地域型保育事業等を利用している
 - ・第3子以降の子どもと保護者が伊勢崎市に住民登録している
 - ・同一世帯で子どもを現在3人以上扶養している
 - ・申請時点で、利用者負担（保育料）に滞納が無い
 - ・必要書類を提出している
- 以上を満たしている場合、3人目以降の副食費を補助します。

令和6年度 伊勢崎市利用者負担一覧表

教育（1号）認定の利用料：無料

保育（2号）認定の利用料：無料（2歳児クラスを除く）

保育（3号）認定の利用料：下表のとおり

（単位：円）

階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B1	市町村民税非課税世帯	0	0
B2	市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)
C1	A階層とB階層を除き、市町村民税の所得割課税額が右の欄の区分に該当する世帯	48,600 円未満	9,200 (4,600)
C2		48,600 円以上 72,800 円未満	15,000 (7,500)
C3		72,800 円以上 97,000 円未満	19,000 (9,500)
C4		97,000 円以上 133,000 円未満	25,000 (12,500)
C5		133,000 円以上 169,000 円未満	32,000 (16,000)
C6		169,000 円以上 301,000 円未満	38,000 (19,000)
C7		301,000 円以上 397,000 円未満	40,000 (20,000)
C8		397,000 円以上	42,000 (21,000)

- 所得割課税額は、税額控除前の税額で算定します。（調整控除は除く。）
- 表の（ ）の金額は同時に幼稚園、保育所（園）、認定こども園などにきょうだいが通っている場合の2人目の額です。3人目以降は無料になります。
市町村民税所得割課税額が57,700 円未満の世帯は、同時に入所していない場合でも通算2人目が（ ）内の金額となり、3人目以降が無料となります。
- ひとり親家庭、在宅障害児（者）世帯等で、市町村民税均等割のみ課税世帯は、無料になります。
- ひとり親家庭、在宅障害児（者）世帯等で、市町村民税所得割課税額が77,101 円未満の世帯は、同時に入所していない場合でも、1人目は1,500 円、2人目以降は無料となります。
- 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税額により決定します。
- 年度の途中で認定区分が3号から2号に変更になっても、利用者負担は年度中変わることはありません。
- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）または、里親に委託されている子どもの利用者負担の額については、階層にかかわらず無料になります。該当する場合は、市こども保育課まで申し出てください。

5. 子育てのための施設等利用給付認定（無償化）について

● 子育てのための施設等利用給付認定（無償化）の例

子育てのための施設等利用給付認定を受けることにより、利用料が無償化の対象となる例は以下のとおりです。

(1) 私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園を利用する

満3歳以上のお子さんで、私学助成幼稚園（子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園）や国立大学附属幼稚園を利用する場合、新1号認定を受けることで教育時間中の基本の利用料が無償化の対象となります。

また、教育時間を超過して預かり保育を利用する場合には、新2号認定（3歳児以上）・新3号認定（3歳児未満の住民税非課税世帯のみ）を受けることで、基本の利用料のほかに預かり保育の利用料も無償化の対象となります。

伊勢崎市内では、田部井幼稚園が私学助成幼稚園に該当します。

(2) 公立幼稚園・認定こども園の1号認定児童が預かり保育を利用する

公立幼稚園や認定こども園に1号認定として在園するお子さんで、教育時間を超過して預かり保育を利用する場合には、新2号認定（3歳児以上）・新3号認定（3歳児未満の住民税非課税世帯のみ）を受けることで、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。



(3) 一時預かり事業、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業を利用する

認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設のいずれにも在籍していないお子さんで、一時預かり事業、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合には、新2号認定（3歳児以上）・新3号認定（3歳児未満の住民税非課税世帯のみ）を受けることで、一時預かり事業の利用料が無償化の対象となります。

【子育てのための施設等利用給付認定区分（子ども・子育て支援法第30条の4）】

区分	年齢	保育を必要とする事由	無償化対象施設・事業
新1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園
新2号認定 (保育認定)	3歳児以上	あり	預かり保育事業(認定こども園、幼稚園)、 一時預かり事業、認可外保育施設、 ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定 (保育認定)	3歳児未満 ※住民税非課税世帯のみ		

◎保育を必要とする事由については、P5をご覧ください。

● 子育てのための施設等利用給付認定（無償化）の対象となる施設

幼児教育・保育の無償化は、施設の所在市区町村が無償化対象施設として「確認」した施設・サービスを、「認定」を受けた利用者が利用する場合に適用されます。

現在、伊勢崎市が無償化対象施設として確認した施設は市ホームページに掲載しています。

市外の施設は、その施設の所在市区町村が確認を行いますので、所在市区町村にご確認ください。

利用日時時点で所在市区町村の確認を受けていない施設を利用した場合は、認定を受けていても無償化の対象となりませんので、ご注意ください。

伊勢崎市ホームページ（特定子ども・子育て支援施設等の確認の公示）

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/hukusiko/kodomo/ninteikyuhu/hoikusyo/9065.html>



新2号・新3号認定を受けたとしても、認定を理由に預かり保育事業等の利用が優先されるわけではありません。
希望日に施設及び事業の利用が可能なのか、利用方法等については、各施設にご確認ください。



●教育（新1号）認定の申請 ※私学助成幼稚園を利用する場合

教育認定（新1号認定）を受けるためには、以下に該当することが条件となります。

1. 伊勢崎市に居住し、住民登録していること
2. 認定希望日（認定を開始させたい日）時点で満3歳以上であること

《提出が必要な書類》

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書

《申請窓口》

入園を（希望）している施設に直接提出してください。

《認定の有効期間》

小学校就学前(3月31日)までとなります。

●保育（新2号）認定の申請

保育認定（新2号認定）を受けるためには、以下に該当することが条件となります。

1. 伊勢崎市に居住し、住民登録していること
2. 利用希望年度の4月1日時点で年齢が3歳以上であること(年少クラス以上)。
3. 保護者のいずれもが、保育を必要とする事由を有すること。
※保育を必要とする事由については、P5をご確認ください。

《提出が必要な書類》

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書
 - 保育を必要とすることを証明する書類(父)
 - 保育を必要とすることを証明する書類(母)
- 】 詳しい書類の内容は、P14をご確認ください。

※ひとり親家庭の場合は、父または母の書類にかえて、以下の書類のうちいずれか1つを提出してください（コピー可）。

- ・ 戸籍謄本
- ・ 離婚の受理証明書
- ・ 独身証明書（和訳付き）
- ・ 児童扶養手当証書

《申請窓口》

入園を（希望）している施設 または 市こども保育課の窓口（公立幼稚園の場合のみ市学務課の窓口）

《認定の有効期間》

最長で小学校就学前(3月31日)までとなります。

ただし、妊娠・出産や求職活動による認定の場合には、それぞれ有効期間を設けています。認定を継続する場合には、認定期間の満了前にあらためて申請が必要となります。※詳しくはP5をご確認ください。

●保育（新3号）認定の申請

保育認定（新3号認定）を受けるためには、以下に該当することが条件となります。

1. 住民税非課税世帯であること
※父母が住民税非課税であっても、同居している祖父母がいる場合や、第三者が家族を扶養に取っている場合など、住民税非課税世帯と認められない場合があります。
2. 伊勢崎市に居住し、住民登録していること
3. 利用希望年度の4月1日時点で年齢が満3歳未満であること(未満児クラス)。
4. 保護者のいずれもが、保育を必要とする事由を有すること。
※保育を必要とする事由については、P5をご確認ください。

《提出が必要な書類》

新2号認定の申請書類と同様となります。

《申請窓口》

入園を（希望）している施設 または 市役所こども保育課の窓口

《認定の有効期間》

最長で満3歳に到達する日以降の最初の3月31日までとなります。

ただし、妊娠・出産や求職活動による認定の場合には、それぞれ有効期間を設けています。認定を継続する場合には、認定期間の満了前にあらためて申請が必要となります。※詳しくはP5をご確認ください。

● 認定変更または世帯構成の変更

すでに受けている認定の内容変更を希望する場合には、変更を希望する月の、前の月の15日までに市こども保育課(公立幼稚園の場合は市学務課)へ申し出てください(15日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日まで)。

また、世帯状況が変わった場合についても、速やかに申し出てください。

認定の変更は翌月1日からの変更となりますので、事由が発生後速やかに手続きにお越しください。

変更申請	提出書類	参 考
認定事由が変わった	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更届 <input type="checkbox"/> 保育を必要とすることを証明する書類	
世帯構成が変わった	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更届	保護者の結婚、離婚、別居、同居など。戸籍等の提出が必要となる場合があります。

● 無償化の上限について

月の1日から末日までの1か月間認定がある場合の上限金額です。

途中で認定が開始した場合や、途中で認定が終了する場合、上限金額が日割り計算となります。

区 分	公立幼稚園・認定こども園 (1号認定 ※幼稚園枠)	私学助成幼稚園		一時預かり事業 認可外保育施設 ファミリー・サポート・センター事業
	預かり保育	教育時間の基本料金	預かり保育	
新1号認定	—	上限 25,700円	—	—
新2号認定	450円×利用日数 (上限 11,300円)	上限 25,700円	450円×利用日数 (上限 11,300円)	上限 37,000円
新3号認定	450円×利用日数 (上限 16,300円)	【満3歳児に限る】 上限 25,700円	450円×利用日数 (上限 16,300円)	上限 42,000円

● 施設等利用費の請求について

請求方法は、利用する施設の所在地や利用するサービスによって異なります。

《私学助成幼稚園の利用や認定こども園・公立幼稚園の預かり保育の利用の場合》

法定代理受領となっています(伊勢崎市への手続きは必要ありません)。

《一時預かり事業、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業の利用の場合》

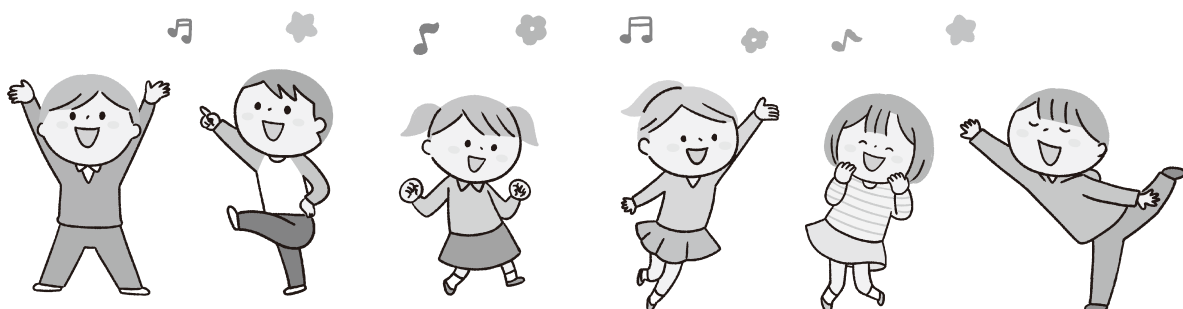
償還払いとなりますので、請求書及び明細書に必要事項を記入の上、利用する施設または市こども保育課に提出してください。

法定代理受領とは

保護者が施設に利用費の支払いをせず、市から施設に支払いをする方法。
ただし、無償の上限を超える利用費や、無償の対象とならない費用については、支払いが生じます。

償還払いとは

保護者が一度施設に利用費を支払い、市から保護者に利用費を返す方法。



よくある質問



質問	回答
<p>1 月の途中から入所(園)することはできますか。</p>	<p>保育園・認定こども園・新制度移行の幼稚園(伊勢崎市内では公立幼稚園)は、毎月1日の入所(園)のみ可能となっており、月途中の入所(園)はできません。 新制度に移行していない私学助成幼稚園(伊勢崎市内では田部井幼稚園)や、認可外保育施設への入所(園)可能時期については、各施設まで直接お問い合わせください。</p>
<p>2 一度入所を辞退した保育施設に再度入所申込みをすることはできますか。</p>	<p>入所希望月が異なる申込みの場合には、一度辞退した保育施設でも申込みは可能です。(例：4月入所を辞退し、8月入所を申込み) ただし、4月一斉入所の1次選考の入所決定を辞退し、その後2次選考で辞退した保育施設に再度申込み(第2希望以降である場合を含む)ことはできません。</p>
<p>3 4月一斉入所の空き情報を教えてください。</p>	<p>4月一斉入所の1次選考では、すでに在籍している児童の継続利用の意向や、4月時点の保育士数が確定しないため、事前に空き情報を公表することができません。 2次選考では、継続利用者数や1次選考による新規入所予定者数、4月時点の保育士数を勘案して、受付開始時点で空き情報を公表しています。</p>
<p>4 利用を希望する保育所等に空きがないのですが、入所申込みはできますか。</p>	<p>5月以降の各月随時入所の申込みでは、空きがない場合でも申込みをすることは可能ですが、急な保育士の増員や在所児童の退所等がない場合、入所は困難となります。 4月一斉入所の2次選考の申込みでは、空きのない施設への申込みは受付けることができません。</p>
<p>5 入所申込書に第3希望の施設名まで記入しました。第1希望のみ記入している人と比べて、第1希望の施設に入りづらくなることはありますか。</p>	<p>第2希望以降の施設名を記入することで、第1希望の施設に入りづらくなることはありません。</p>
<p>6 市外の保育施設の広域利用を第1希望とし、第2希望に伊勢崎市内の施設を希望することはできますか。</p>	<p>市外(広域)保育施設への入所申込みの場合、その保育施設がある市区町村に利用調整を依頼することから、市内の保育施設へ申込み場合と手続きの流れや入所決定までのスケジュールが異なります。このため、希望順位にかかわらず、市外(広域)と市内の併願申込みは受けられません。</p>
<p>7 市外に転居することになりました。現在利用している伊勢崎市内の施設を引き続き利用することはできますか。</p>	<p>市外へ転出する場合でも、引き続き保護者の保育を必要とする事由があれば、同一年度内は継続利用をすることができます。 ただし、次年度4月以降も継続して利用を希望する場合には、原則以下の①②いずれかの要件を満たすことが必要となります。</p> <p>① 保護者の保育を必要とする事由が就労の場合で、父母いずれかの勤務先が伊勢崎市内にある場合 ② 父母いずれかの実家が伊勢崎市内にある場合</p> <p>なお、上記の継続利用手続きは、転出先市区町村の保育施設入所担当課で申込みが必要となりますので、ご注意ください。</p>
<p>8 就労先の本社が東京にあるのですが、勤務地は群馬県内の支店です。就労証明書の代表者名は本社の社長ですか。それとも支店の支店長ですか。</p>	<p>就労証明書の代表者名の欄は、就労先において就労者の就労内容が証明できる職責のある方であれば問題ありません。この場合、代表者名が代表取締役社長であるほか、支店長や営業所長、店長のいずれの場合でも受け付けることができます。</p>
<p>9 利用者負担額決定通知書が届きました。認定有効期間の欄が小学校就学前までではなく、途中の期間までになっていますが、なぜですか。</p>	<p>おもに以下①②のいずれかの例に当てはまります。ご不明な点がある場合には、市こども保育課までお問い合わせください。</p> <p>① 児童が満3歳未満の3号認定の場合、3歳の誕生日の前々日までが認定期間となり、3歳の誕生日の前日で2号認定に切り替わります。 ② 保護者の保育を必要とする事由によって、認定有効期間に定めがある場合がございます。詳しくはP5を確認してください。</p>